

令和4年6月 17 日

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

(令和4年5月 25 日法律第 52 号)

目的：困難な問題を抱える女性[※]の福祉増進や人権擁護

※性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)

基本理念：

- ・女性の意思が尊重され、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助など多様な支援を包括的に提供する体制を整備する
- ・官民協働で、早期から切れ目のない支援を行う
- ・人権の擁護、男女平等の実現

国と地方公共団体は、支援に取り組む責務がある

国は基本方針、都道府県は基本計画の策定義務

市町村は「市町村基本計画」を定める努力義務

売春防止法[※]の一部を切り離し、改定して盛り込む

※売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更正の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする法律(昭和 31 年制定)

施行期日：令和6年4月1日